



宅建本部にゆうす

公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会

TAKKEN-HONBU NEWS

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会愛媛本部

273号 令和5年3月20日発行

【重要】宅地建物取引業法に基づく変更届出について

宅地建物取引業者は、免許申請書に記載した項目について変更があった場合は、宅地建物取引業法第9条により、変更が生じた日から「30日以内」に、免許権者に対し変更の届出をしなければなりません。

(届出が必要な変更項目)

1. 商号又は名称の変更
2. 代表者の変更
3. 法人役員の変更
4. 政令使用人の変更
5. 専任の宅地建物取引士の変更
6. 主たる事務所（本店）の変更
7. 従たる事務所（支店）の変更

様式第三号の四（第五條の三関係） (A4) 2/3/0

宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書
(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の記載事項のうち、
(1)商号又は名称 (2)代表者又は個人 (3)役員 (4)事務所 (5)政令第2条の2で定める使用人
(6)専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

愛媛県知事 様 令和 年 月 日

届出者 商号又は名称
郵便番号 ()
主たる事務所の所在地

氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 ()
ファクシミリ番号 ()

(注意！) 宅地建物取引業者が行う専任の宅地建物取引士の就退任の届出は、宅地建物取引業者として免許権者に届け出るものであり、宅地建物取引業法第20条に基づく宅地建物取引士個人の登録簿の内容変更が自動的に実施されるわけではありませんので、宅地建物取引士本人から居住する管轄の地方局又は土木事務所へ「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」等の届出が必要となります。

全宅管理 愛媛県支部設立記念式典を開催

令和5年2月24日（金）14：00より愛媛不動産会館4階会議室において(一社)全国賃貸不動産管理業協会愛媛県支部設立記念式典・記念講演会が開催されました。

当日は、全宅管理佐々木会長にお越しいただき、講演を行っていただきました。

佐々木会長より、管理業に対する熱い思い、全宅管理が提供する会員サポート内容について等多岐にわたるお話を伺いました。



全宅管理愛媛県支部は会員の皆さまの声を聞きながら、研修事業を中心によりよい事業を展開していきたいと思っております。

全宅管理へ入会希望の方は、愛媛県宅建協会事務局までお気軽にお問い合わせください。



第2・4回 宅建業者Web研修会 動画配信中！！

パソコン又はスマートフォンからでも視聴可能です。

Web研修会を受講できなかった方や従業者の研修として、ぜひご視聴ください。テキスト(PDF)もダウンロード可能です。

<動画配信期間> 令和4年12月12日～令和5年3月31日 23:59

(研修テーマ) 不動産広告のルール改正点と違反・相談事例の解説について
(講師) (公社)首都圏不動産公正取引協議会 佐藤友宏 事務局長
(研修時間) 約1時間

<動画配信期間> 令和5年3月22日～令和5年4月22日 23:59

(研修テーマ) 「インボイス制度」について
(講師) Kneesbee 税理士法人 税理士 渡邊浩滋 先生
(研修時間) 約2時間

<ご視聴方法>

全宅連HP (<https://www.zentaku.or.jp/>) > ハトサポ会員専用ログインはこちら > [ログイン]

Web研修・eラーニング> 「所属地方本部 限定」

※ ご視聴いただくには、ハトサポ利用登録(IDの取得とPWの設定)が必要です。

※ 利用登録がまだの方は、ハトサポログイン画面の「ハトサポ利用登録フォーム」より登録を行ってください。

国有地売払のお知らせ／四国財務局

1. 売払物件

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	用途地域	建蔽率/容積率(%)	売却価格(円)
2302	新居浜市中須賀町二丁目甲1266番7	宅地	141.22	商業	80/400	1,150,000
2303	新居浜市観音原町甲902番2	宅地	277.90	用途白地	60/200	786,000
2304	伊予市上吾川字十合甲1682番1	宅地	1,091.29	指定なし	70/200	9,150,000
2306	四国中央市金生町下分字川関273番1	宅地	140.84	一種住居	60/200	2,070,000
2307	喜多郡内子町小田74番	宅地	279.60	指定なし	なし	830,000

2. 公示日 令和5年2月16日(木)

3. 受付期間 令和5年2月24日(金)13:00～令和5年5月31日(水)17:15

4. 問合せ先 四国財務局松山財務事務所 管財課 TEL:089-941-7185(内線642、644) 790-0808 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階

※売払公示書・物件調書等の詳細資料は四国財務局のHPをご覧ください。

四国財務局HP (<https://1fb.mof.go.jp/shikoku/index.html>) > 国有財産 >

国有地の購入を検討されている方へ > すぐに購入できる物件 > 愛媛県

愛媛不動産会館空調換気設備及び屋上防水修繕工事のお知らせ

愛媛不動産会館は、会館の老朽化に伴い、空調換気設備及び屋上防水修繕工事を令和5年3月3日（金）～4月17日（月）実施します。

会館西側駐車場は工事のため一部使用できない場合がございます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



「こども 110 番の車」活動について

宅建協会では地域の安全に関する事業として「こども 110 番の車」活動を実施しています。

各事業所の社有車（原付バイク含む）にステッカーを貼付して、車両の走行時にアピールするというもので、街頭における犯罪や子どもが被害者となる凶悪事件等の発生を防止し、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的としています。

参加ご希望の方は、「商号・代表者名・車種・色・車両番号（例：愛媛 ○○ あ 0000）」（原付可）をご記入の上、当協会事務局宛 F A X（089-943-2364）をお願いします。

愛媛県警察へ届け出る都合上、お申込みから若干のお時間を要します。申請許可後、社有車貼付用ステッカーを送付いたします。



弁護士の無料電話法律相談（毎週金曜日）／全宅連

【3・4月の実施日時のご案内】

開催日：令和5年3月31日

令和5年4月7日・14日・21日・28日

時間：13:30～16:30

※ F A Xにて事前予約が必要です。詳細は全宅連HPをご覧ください。

顧問税理士の無料電話不動産税務相談／全宅連

不動産に関する税金全般の相談に全宅連顧問税理士が対応いたします。

【実施日時のご案内】

令和5年4月17日（月）・5月15日（月） 13:30～15:00

TEL: 03-5821-8181 ※ 予約不要です。

全宅連不動産契約書・重説書式の内容に関する電話相談／全宅連

全宅連書式（不動産契約書・重要事項説明書）に関する電話無料相談を実施しております。

開催日時：毎週月・火・木・金曜日（祝日・年末年始・全宅連が定める日を除く）13:00～16:30

相談員の体調不良等やむを得ない事情により、急遽中止となる場合があります。

相談内容：不動産契約書及び重要事項説明書書式に付随する内容

※ 取引上のトラブル等については、お受けできません。

相談窓口：03-5821-8118

フォローアップカレッジ2023 近日受付開始／（公財）不動産流通推進センター

中堅からベテランまで、不動産流通業に携わる方々に役立つ知識とスキルのブラッシュアップのための継続学習の場として開催する「フォローアップ研修」

この「フォローアップ研修」を年間料金でお得に受講できる会員制度が「フォローアップカレッジ」です。

会場型、動画配信型、オンライン Zoom 型など多彩な講座形式を取り揃え、デジタルを活用した学習しやすい環境が魅力のひとつ。宅建実務に携わる皆様に、より深い理解と実務対応力を身に付ける機会を提供していきます。2023年度は年間40講座の実施を予定

フォローアップカレッジ 2023 申込要項

1. 申込期間：近日中に受付開始

2. 料金および内容

会員種別	年間料金	単位制	特典	継続特典	年間料金で受講可能な研修
A会員 （新規会員）	44,000円 （税込）	有	①2023年度スコアeラーニング無料受講 ②宅建マイスター講座受講料割引 ③ザ・ライブラリー料金割引	・テキスト進呈 ・次年度カレッジ年間料金割引（A会員料金のみ） ＜継続2年目以降＞ ・不動産コンサルティング入門研修受講料割引 ＜継続3年目以降＞ ・スペシャリティ講座受講料1回無料	＜2023年度フォローアップ研修＞ ・会場型 ・動画配信型 ・オンライン Zoom 型 ・ダイジェスト動画
A会員 （継続会員） ※カレッジ2021会員からの継続のみ対象					
動画会員 （新規・継続共通）	14,000円 （税込）	無	①宅建マイスター講座受講料割引 ②ザ・ライブラリー料金割引	次年度カレッジ年間料金割引 ※動画会員→A会員に変更された場合	＜2023年度フォローアップ研修＞ ・動画配信型 ・ダイジェスト動画

3. 法人申込みについて

【A会員】年間料金：35,000円（税込）※同一法人5名様以上で申込みをされた場合

(1) 法人一括申込の場合、継続特典はご利用いただけません。

(2) 法人一括申込み対象者が、次年度に個人申込みされた場合、年間料金は新規お申込み扱いとなります

(3) 法人一括申込みをご希望の場合は、followup@retpc.jp までご連絡ください。

【動画会員】

法人で動画会員の一括申込みをご希望の場合は、followup@retpc.jp までご連絡ください。

会費の納入はお済みですか？

令和4年度分の会費（業協会 50,000円、保証協会 6,000円）を令和5年6月30日までに納入がない場合、会員資格が無くなります。会費は地域の任意団体へ委託していますので、詳しくは各任意団体へお問い合わせください。